

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>県道松戸草加線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>八潮市大字西袋字川西五六九番四地先から 同市大字柳之宮字川向六六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年四月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月一日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第八号で 告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長一七二・五三メー トル</p>	<p>備 考</p>